

○東松山市在宅重度心身障害者手当支給条例施行規則

昭和54年10月1日

規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、東松山市在宅重度心身障害者手当支給条例（昭和54年東松山市条例第27号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(条例第3条第2号ただし書に規定する規則で定める者)

第2条 条例第3条第2号ただし書に規定する規則で定める者は、運動機能が座位までであって、別表に掲げる各項目に規定する状態が6月以上継続する場合に、各項目の点数の合計が25点以上の者とする。

(認定の申請)

第3条 条例第5条の規定による在宅重度心身障害者手当（以下「手当」という。）の受給資格の認定を受けようとする者は、東松山市在宅重度心身障害者手当交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

(認定及び却下)

第4条 市長は、認定の申請があったときは、必要な審査を行い、受給資格の認定をしたときは当該手当の支給要件に該当する者に対して東松山市在宅重度心身障害者手当支給決定通知書（様式第2号）を交付する。

2 市長は、認定の申請があった場合において、受給資格がないと認めるときは、東松山市在宅重度心身障害者手当却下決定通知書（様式第2号）を申請者に交付する。

(変更の届出)

第5条 手当の支給を受けている者（以下「受給者」という。）は、認定の事項に変更を生じたときは、東松山市在宅重度心身障害者手当受給変更届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(受給資格の喪失)

第6条 受給者は、条例第7条各号のいずれかに該当することとなったときは、

直ちに、東松山市在宅重度心身障害者手当資格喪失届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（支給の継続及び停止）

第7条 市長は、毎年、受給資格者に対し所得審査を行い、東松山市在宅重度心身障害者手当支給継続・支給停止通知書（様式第5号）を交付する。

（台帳の作成）

第8条 市長は、手当に係る認定及び支給に関する事務を処理するため、受給者別に東松山市在宅重度心身障害者受給者台帳（様式第6号）を作成する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 東松山市重度心身障害児童福祉手当支給条例施行規則（昭和45年東松山市規則第11号）は廃止する。

附 則（平成元年4月1日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年3月31日規則第10号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月24日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年9月28日規則第58号）

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第71号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年10月8日規則第32号）

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成21年12月28日規則第50号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年12月28日規則第59号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の各規則の規定に基づき既に印刷済みの用紙については、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (平成28年3月31日規則第30号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であつてこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、第1条の規定による改正前の東松山市情報公開条例施行規則、第2条の規定による改正前の東松山市個人情報保護条例施行規則、第4条の規定による改正前の東松山市職員駐車場使用規則、第6条の規定による改正前の東松山市税に関する文書の様式を定める規則、第7条の規定による改正前の東松山市分担金徴収条例施行規則、第8条の規定による改正前の東松山市市民福祉センター条例施行規則、第9条の規定による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則、第10条の規定による改正前の東松山市生活保護法施行細則、第11条の規定による改正前の東松山市子ども医療費支給に関する条例施行規則、第12条の規定による改正前の東松山市保育園設置及び管理条例施行規則、第13条の規定による改正前の東松山市特定教育・保育施設等利用者負担金額に関する規則、第14条の規定による改正前の東松山市家庭的保育事業等設置認可等規則、第15条の規定による改正前の東松山市保育施設の利用調整等に関する規則、第16条の規定による改正前の東松山市児童手当事務処理規則、第17条の規定による改正前の東松山市子ども手当事務処理規則、第18条の規定による改正前の東松

山市平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法に基づく子ども手当事務処理規則、第19条の規定による改正前の東松山市放課後児童クラブ条例施行規則、第20条の規定による改正前の東松山市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則、第21条の規定による改正前の東松山市保育の必要性の認定基準等を定める条例施行規則、第22条の規定による改正前の東松山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等及び業務管理体制に係る届出に関する規則、第23条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則、第24条の規定による改正前の東松山市基準該当障害福祉サービス及び基準該当通所支援事業者の登録等に関する規則、第25条の規定による改正前の東松山市身体障害者福祉法施行細則、第26条の規定による改正前の東松山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則、第27条の規定による改正前の東松山市障害者就労支援センター条例施行規則、第28条の規定による改正前の東松山市難病患者見舞金支給条例施行規則、第29条の規定による改正前の東松山市ホームヘルプサービス等手数料条例施行規則、第30条の規定による改正前の東松山市老人福祉法施行細則、第31条の規定による改正前の東松山市後期高齢者医療に関する条例施行規則、第32条の規定による改正前の東松山市国民健康保険に関する規則、第33条の規定による改正前の東松山市国民健康保険税条例施行規則、第34条の規定による改正前の東松山市介護保険条例施行規則、第35条の規定による改正前の東松山市母子保健法施行細則、第36条の規定による改正前の東松山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則、第37条の規定による改正前の東松山市空き地の環境保全に関する条例施行規則、第38条の規定による改正前の東松山市土砂等による土地の埋立て等及び不法投棄の規制に関する条例施行規則、第39条の規定による改正前の東松山のまちをみんなで美しくする条例施行規則、第40条の規定による改正前の東松山市化石と自然の体験館条例施行規則、第41条の規定による改正前の東松山市法定外公共物管理条例施行規則、第42条の規定による改正前の東松山市土地譲渡益重課税制度に

係る優良宅地認定事務規則、第43条の規定による改正前の東松山市土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅認定事務規則、第44条の規定による改正前の東松山市地区計画区域内における建築物の緑化率の最低限度に関する条例施行規則、第45条の規定による改正前の東松山市都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則、第46条の規定による改正前の東松山市土地区画整理事業における清算金の徴収及び交付に関する規則、第47条の規定による改正前の東松山市ステーションビル管理規則、第48条の規定による改正前の東松山市箭弓町広場イベントスペース使用規則、第49条の規定による改正前の東松山都市計画東松山市下水道事業受益者負担に関する条例施行規則、第50条の規定による改正前の東松山市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する規則、第51条の規定による改正前の東松山市知的障害者福祉法施行細則、第52条の規定による改正前の東松山市在宅重度心身障害者手当支給条例施行規則及び第53条の規定による改正前の東松山市障害児通所給付費等の支給等に関する規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成28年5月20日規則第36号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の東松山市在宅重度心身障害者手当支給条例施行規則の規定は、平成28年4月1日から適用する。

別表（第2条関係）

項目	点数
1 レスピレーター管理（毎日行う機械的気道加圧を要するカフマシ ン・NIPPV・CPAPなどを含む。）	10点
2 気管内挿管・気管切開	8点
3 鼻咽頭エアウェイ	5点
4 O ₂ 吸引又はSpO ₂ 90%以下の状態が10%以上	5点
5 1回／時間以上頻回の吸引	8点
6回／日以上頻回の吸引	3点

6	ネブライザー 6回／日以上又は継続使用	3点
7	IVH	10点
8	経口摂取（全介助）	3点
	経管（経鼻・胃ろう含む。）	5点
9	腸ろう・腸管栄養	8点
	持続注入ポンプ使用（腸ろう・腸管栄養時）	3点
10	手術・服薬にても改善しない過緊張で、発汗による更衣と姿勢修正を3回／日以上	3点
11	継続する透析（腹膜灌流を含む。）	10点
12	定期導尿（3回／日以上）（人工膀胱を含む。）	5点
13	人工肛門	5点
14	体位変換 6回／日以上	3点

注 8と9については、経口摂取、経管又は腸ろう・腸管栄養のいずれかを選択する。

様式第1号(第3条関係)

東松山市在宅重度心身障害者手当交付申請書

年 月 日

東松山市長 宛て

住所
申請者 氏名 印
電話

下記のとおり、東松山市在宅重度心身障害者手当支給条例による手当の支給を受けたいので申請いたします。

記

障害者 の 状 況	住所	東松山市		
	ふりがな		生年月日	
	氏名	個人番号：		年 月 日
	障害の種類	身体障害者手帳	障害名 身体障害者等級表 による級別	1級・2級・第1種・第2種
		療育手帳	障害の程度	Ⓐ・A (総合判定)
		精神障害者 保健福祉手帳	障害の程度	1級
保護者	住所	東松山市		
	氏名		生年月日	
			年 月 日	
	職業		障害者との続柄	
振込先 金融機関	銀行 信用金庫 支店 労働金庫 農協			普通預金 当座預金
口座番号		名義人	(本人名義)	

注) 保護者欄は、障害者が未成年の場合のみ記入してください。

様式第2号(第4条関係)

年 月 日

様

東松山市長

印

東松山市在宅重度心身障害者手当

支給
却下 決定通知書

年 月 日付で申請のありました在宅重度心身障害者手当の支給について下記のとおり決定したので通知します。

記

1 支給

支給開始の時期 年 月
手 当 額 月額5,000円
支 給 月

受 給 期 間	支 給 月
4月から9月まで	9月
10月から3月まで	3月

2 却 下
理 由

教 示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、東松山市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、東松山市を被告として提訴しなければなりません。この場合、当該訴訟において東松山市を代表する者は、東松山市長です。ただし、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第3号(第5条関係)

東松山市在宅重度心身障害者手当受給変更届

年 月 日

東松山市長 宛て

申請者 住所
氏名
電話 印

下記のとおり、申請の事項の一部に変更を生じましたのでお届けします。

記

受給者	住所			
	氏名	個人番号：		
	障害程度の変更			
保護者	住所	東松山市		
	氏名			生年月日
				年 月 日
職業		障害者との続柄		
振込先 金融機関名	銀行 信用金庫 労働金庫 農協	支店	普通預金 当座預金	
口座番号		名義人	(本人名義)	

注) 変更を生じた事項のみ記入してください。

様式第4号(第6条関係)

東松山市在宅重度心身障害者手当資格喪失届

年 月 日

東松山市長 宛て

受給者 住所
氏名 ㊟
届出人 住所
氏名 ㊟

下記の事由により、受給資格を喪失しましたのでお届けします。

記

- 1 施設に入所した。(施設名)
- 2 転出した。
- 3 条例第2条(身体障害者手帳1、2級、療育手帳㊟・A、精神障害者保健福祉手帳1級、その他市長が認めた者)に該当しなくなった。
- 4 死亡(年 月 日死亡)
- 5 その他()

様式第5号(第7条関係)

様

第 号
年 月 日

東松山市長

印

東松山市在宅重度心身障害者手当支給継続・支給停止通知書

あなたの 年所得を審査した結果、支給継続(住民税非課税)・支給停止(住民税課税)と決定したので通知します。

※今回の審査結果は、 年 月分から、 年 月分までの手当について適用されます。

教 示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、東松山市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、東松山市を被告として提訴しなければなりません。この場合、当該訴訟において東松山市を代表する者は、東松山市長です。ただし、この処分があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第6号(第8条関係)

		電話番号		整理番号	
東松山市在宅重度心身障害者手当受給者台帳					
申請年月日		年 月 日		支給開始年月	
受 給 者	住 所	東松山市			
	ふりがな			生年月日	
	氏 名			年 月 日	
	障害名				
	障害の状況	身体障害者手帳		療育手帳	
保 護 者	住 所	東松山市			
	ふりがな			生年月日	
	氏 名			年 月 日	
	職 業			障害者との続柄	
手当月額		5,000円			
振込先 金融機関		銀行 信用金庫 支店 労働金庫 農協			普通預金 当座預金
口座番号				名義人	(本人名義)
受給資格喪失		年 月 日		資格喪失事由	
備 考					

